

日本における栄養士・管理栄養士制度と養成システムの変遷

鈴木道子

日本における栄養専門職養成は1925年に始まるが、1945年の栄養士規則制定までその身分等に法的根拠はなかった。現在、日本において栄養専門職は栄養士と管理栄養士の2本立てで構成され、その定義および職務内容についての区別が判然としていない。また、その養成システムは1947年に公布された栄養士法の改正と共に変遷してきた。本稿では、現在の栄養士・管理栄養士制度及びその養成システムの現状を踏まえた上で、その歴史の変遷をたどる。特に、日本では戦後の教育改革の中で生まれた家政系女子大学及び女子短期大学が栄養士養成の多くの部分を担い、そのことは日本の栄養問題改善及び栄養士の数の確保には一定程度の役割を果たしたが、他方、専門性の確立という側面からは問題を残した。日本における栄養士・管理栄養士養成の特徴を明らかにする。

キーワード：栄養士・管理栄養士・制度・専門職・養成

1. はじめに

医師数適正化、法科大学院の定員等の見直しなど、専門職の量(数)と質の問題、その基盤となる養成システムを巡る議論は、社会状況の変化とともに尽きることがない。専門職の量と質の問題は「ある意味でトレードオフの関係にある」(橋本鉦市2008, 27頁)と言われ、「大学教育と資格試験の2つの制度こそ、その量と質の両面にわたって抑制・規制と拡大・緩和を行なうコントロール機能を期待されて登場したもの」(橋本2008, 28頁)とされる。一定の量を確保しながら、その質を維持していくには、資格試験と大学を中心とした高等教育による養成システムの確立が重要である。

本稿では、生活習慣病の増加に伴う疾病構造の変化、医療費高騰、高齢化社会などの諸問題解決のために、疾病予防および医療の基礎的部分を担う適切な栄養補給の実践及びその指導に当たることが期待され、専門職化過程にある栄養士・管理栄養士の制度と養成システムに焦点を当てる。栄養士・管理栄養士養成システムは、栄養士法の改正とともに変遷してきた。日本における栄養士・管理栄養士制度とその養成システムの現状を確認した上で、そこにいたる変遷を追い、その特性を明らかにする。

2. 方法^(注)

栄養士法及びその施行規則などの法令等、職能団体である(社)日本栄養士会発行の機関誌、記念誌、関連書籍、さらに(社)全国栄養士養成施設協会の月報等、厚生労働省発表資料・データなど、各関連機関のホームページを参照して、栄養士・管理栄養士制度及びその養成システムの現在及び変遷を明らかにする。

3. 日本における栄養士・管理栄養士制度の概略

栄養士の養成は、1925年(大正14年)佐伯矩が栄養学校を設立したことをもって始まり、翌1926年第1回卒業生13名が世にでる。1945年、栄養士規則及び私立栄養士養成所指定規則が交付され、栄養士の資格が地方長官の免許制として公式に定められる。1947年栄養士規則は廃止され、栄養士法に引き継がれ、以後現在に至るまで栄養士の法的根拠は栄養士法であり、数度の改正が行われてきた。1962年の改正で栄養士の上級資格としての管理栄養士資格(国家資格)が創設され、2000年の改正で管理栄養士の定義の変更があった。

栄養士法による栄養士・管理栄養士の定義の変遷は表1に示すとおりである。栄養士の定義は、1945年の栄養士規則以来大きな変化はないが、管理栄養士の定義は、1962年発足当時と2000年改正内容では大きく異なるが、2000年改正法に盛り込まれた内容は複雑で分かりにくく、栄養士との相違が必ずしも明確ではない。なお、すべての管理栄養士は栄養士の資格を有する。このこともまた栄養士と管理栄養士の相違を明確に出来ない理由の一つである。

では、栄養士と管理栄養士の業務・職域の違いは何か。栄養士と管理栄養士はいずれも名称独占資格であり、業務独占資格ではない。しかしながら、長年の経過の中で、栄養士または管理栄養士

表1 栄養士・管理栄養士の定義

	栄養士	管理栄養士
1945年栄養士規則	栄養士ト称スルハ栄養士ノ名称ヲ使用シテ国民ノ栄養ノ指導ニ関スル業務ヲ為ス者ヲ謂フ	—
1947年栄養士法	栄養士とは、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者をいう。	—
1962年栄養士法(改正)	栄養士とは、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者をいう。	管理栄養士とは、前項(左欄の栄養士の項)に規定する業務であって複雑または困難なものを行う適格性を有する者として登録された栄養士をいう。
2000年栄養士法(改正)	栄養士とは、都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事する者をいう。	管理栄養士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者をいう。

表2 栄養士・管理栄養士配置規定(概要)

施設の種類	配置規定法令	配置規定の概要
特定給食施設	健康増進法・同法施行規則	1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設：栄養士又は管理栄養士配置努力 1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給する施設：栄養士のうち1人は管理栄養士であるよう努力 管理栄養士の必置①医学的管理を必要とする者に食事を提供する特定給食施設で継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するもの②①以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であって、継続的に1回500食以上又は1日1500食以上の食事を供給するもの
病院	医療法 健康保険法	栄養士：病床100以上の病院で1。食事療養は栄養士によって行う。 栄養管理実施加算の要件：管理栄養士の配置、特別食加算・食堂加算 外来入院栄養食指導料・在宅患者訪問栄養指導料・集団栄養食事指導料は、条件あり
事業所・寄宿舎	労働基準法 労働安全衛生法	1回300食以上の給食では栄養士必置 1回100食以上又は1日250食以上の給食では栄養士配置努力
介護保健施設	指定介護老人福祉施設の 人員、設備および運営に 関する基準 など	条件により栄養士1以上 など
福祉施設	児童福祉法 老人福祉法 など	条件により栄養士1以上 など(条件あり)
学校給食	学校給食法 など	学校給食栄養管理者：栄養教諭又は栄養士(条件あり) など
保健所	地域保健法施行令 健康増進法	管理栄養士・栄養士(地方公共団体の長が必要と認める職員) 栄養指導員：医師又は管理栄養士
管理栄養士・栄養士養成施設	栄養士養成施設指導要領 管理栄養士学校指定規則	専任教員：管理栄養士又は同等の知識及び経験を有する者(条件あり)
調理師養成施設	調理師養成施設指導要領	教員：管理栄養士・栄養士(条件あり)
救護施設、更正施設	生活保護法	栄養士

(社団法人日本栄養士会編平成20年度版「栄養士必携」(第一出版)より作成)

の必置または努力義務としての配置が様々な法令の中で規定されるようになり、また、管理栄養士を配置することにより、診療報酬申請が可能な領域もあり、管理栄養士の職域拡大の要因となっている。栄養士・管理栄養士の必置義務等の概略とその根拠となる法令を表2に示す。また、2008年4月から施行されている特定健診・保健指導の担当者として医師・保健師に並んで管理栄養士が指定されている。

栄養士・管理栄養士の数(資格取得者累積数)については、図1に示すとおりである。栄養士・管理栄養士は医師・薬剤師等と異なり、2年毎の届け出制ではないため、現在どのくらいの数の栄養士・管理栄養士がその資格を活かした職業に就いているかは不明であるが、2006年には19,362名の栄養士、5,494名の管理栄養士が誕生し、その累計は、栄養士873,652名、管理栄養士128,301名となる。

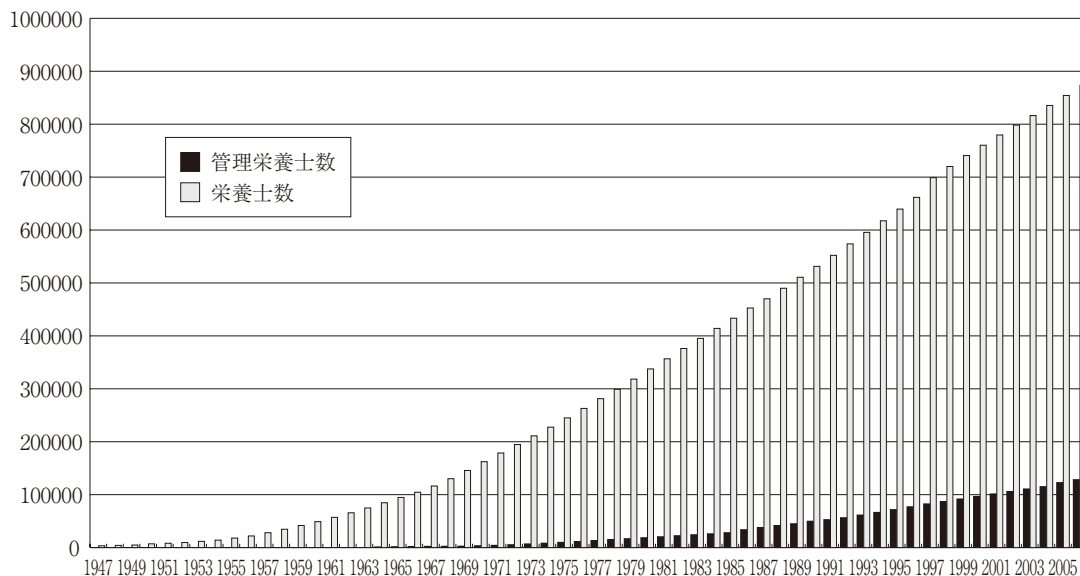


図1 栄養士免許交付数及び管理栄養士登録(免許)数の推移(累計)

4. 栄養士・管理栄養士資格要件と養成システム

1) 栄養士・管理栄養士の資格要件と養成システムの変遷と現状

1945年、栄養士規則及び私立栄養士養成所指定規則が交付され、栄養士の資格が地方長官の免許制として公式に定められた。免許は、厚生大臣の指定した養成施設を卒業した者または厚生大臣が行う栄養士試験に合格した者に対して申請により交付された。1947年栄養士法が公布され、栄養士の資格が法制化され、免許は、厚生大臣が指定した養成施設を終了した者または厚生大臣の行う栄養士試験に合格した者に対して、申請により、都道府県知事が交付することになる。1949年には第1回栄養士試験が実施されている。なお、上記養成施設における修業年限および栄養士試験受験資格としての実務経験年数は、栄養士規則、1947年栄養士法においてはいずれも1年以上であったが、1950年の栄養士法の改正で、2年間の移行期間を設定した上で2年以上に延長された。

1962年改正で栄養士のうち複雑または困難な栄養の指導業務に従事する適格性を有する者として管理栄養士の資格が新設された。管理栄養士は厚生省への登録制とし、登録資格は、厚生大臣の行う試験に合格した者または学校にあっては文部大臣及び厚生大臣が、その他の養成施設にあっては厚生大臣が指定する管理栄養士養成施設を終了した者である。1963年には第1回管理栄養士試験が実施された。

1985年の栄養士法改正で、栄養士免許は全て厚生大臣の指定した栄養士養成施設を卒業した者に与えられるとし栄養士試験は廃止された。また、管理栄養士の登録は、全て管理栄養士国家試験に合格した者について行うこととし、1987年、第1回管理栄養士国家試験が実施され、以後2008年(第22回)現在まで、毎年実施されている。2000年の栄養士法改正では、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導等管理栄養士の業務の明確化、管理栄養士の資格を登録制から免許制に変更し、管

理栄養士国家試験の受験資格の見直しが行われた。

1962年改正の栄養士法では、4年制の管理栄養士養成施設卒業生は、無条件に栄養士及び管理栄養士資格を得ることができ、栄養士養成施設卒業生は、施設の修業年限に従い受験資格に実務経験が加味された上で、管理栄養士試験を受験することができると規定された。また、経過措置として、現に栄養士免許を有する者(栄養士試験合格者および1～2年制の養成施設卒業生を含む)で、集団給食施設、保健所などにおいて5年以上栄養の指導に従事した者は管理栄養士試験の一部が免除さ

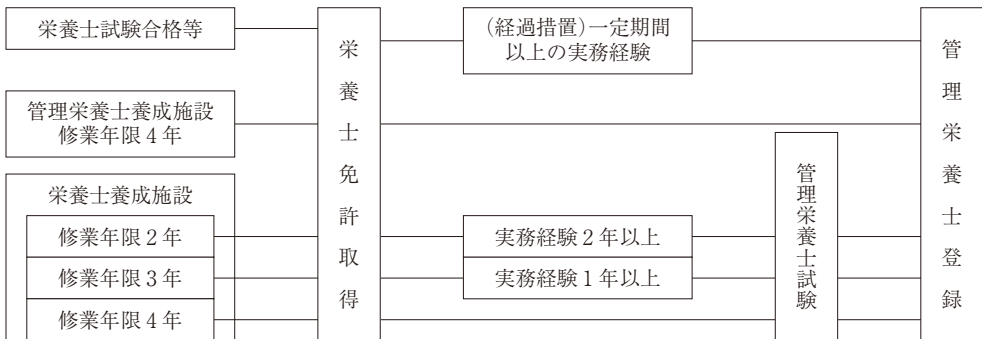
A 1945年栄養士規則および1947年栄養士法

1年以上見習い後栄養士試験合格	栄養士 免許取得
1年以上の栄養士養成施設卒業	

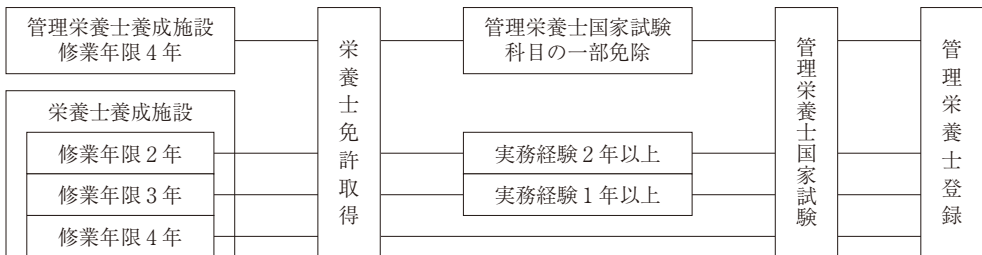
B 1950年改正栄養士法

2年以上見習い後栄養士試験合格	栄養士 免許取得
2年以上の栄養士養成施設卒業	

C 1962年改正栄養士法



D 1985年改正栄養士法



E 2000年改正栄養士法

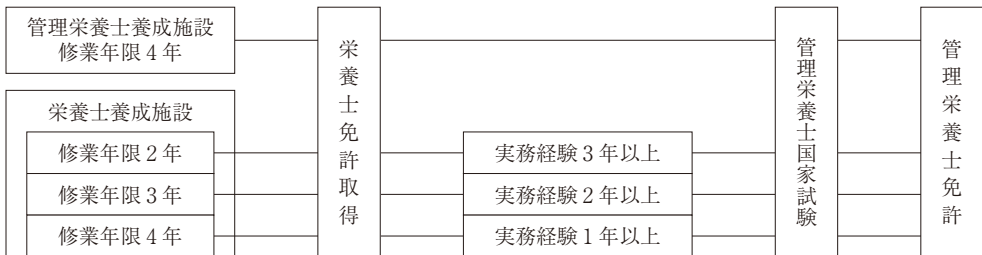


図2 栄養士・管理栄養士資格要件の変遷

れ、また、これらの者のうち、大規模集団給食の給食管理者又は都道府県および保健所を設置する市の栄養指導員として10年以上の栄養の指導の業務に従事し、厚生大臣が管理栄養士として適格性を有すると認めた者は管理栄養士試験を免除する特例を設けた。なお、3年制養成施設の一部について、実務経験なしに管理栄養士試験を受験できる特例を設けた（特例管理栄養士養成施設）。

1985年の改正では、管理栄養士資格取得者は国家試験合格者に限定されたが、管理栄養士養成施設卒業生は、試験科目の一部免除がなされ、受験に当たっては有利な状況におかれた。

2000年の改正では、上記管理栄養士養成施設卒業生に対する試験科目免除が廃止されるとともに、栄養士養成施設卒業生の受験資格獲得のための実務経験期間が延長された。

栄養士・管理栄養士資格要件変遷の概略を図2に示す。栄養士免許取得及び管理栄養士免許取得に際して多彩なルートがあることがわかる。なお、経過措置や、実務経験として認められる職場の条件などがその都度詳細に定められている。

また、管理栄養士国家試験の受験者数、合格者数、合格率について、1987年第1回から2008年第22回までの推移を図3に示す。2006年実施の第20回からは、2000年改正の栄養士法に則って実施され、大幅改正になったカリキュラムに沿った試験問題であり、そのため、旧カリキュラムで学んだ受験者が第17回から第19回まで急増しているものと考えられる。第20回から第22回の学校区分別国家試験合格率を表3に示す。全体の合格率は30%前後であるが、改正栄養士法に則った新カリキュラムで教育を受けた管理栄養士養成課程新規卒業生の合格率が70～80%前後と圧倒的に高く、管理栄養士養成課程既卒業生及び実務経験を経た栄養士養成課程卒業生の合格率はきわめて低くなっている。管理栄養士資格取得過程は多様ではあるが、実質的に、管理栄養士養成課程卒業が必

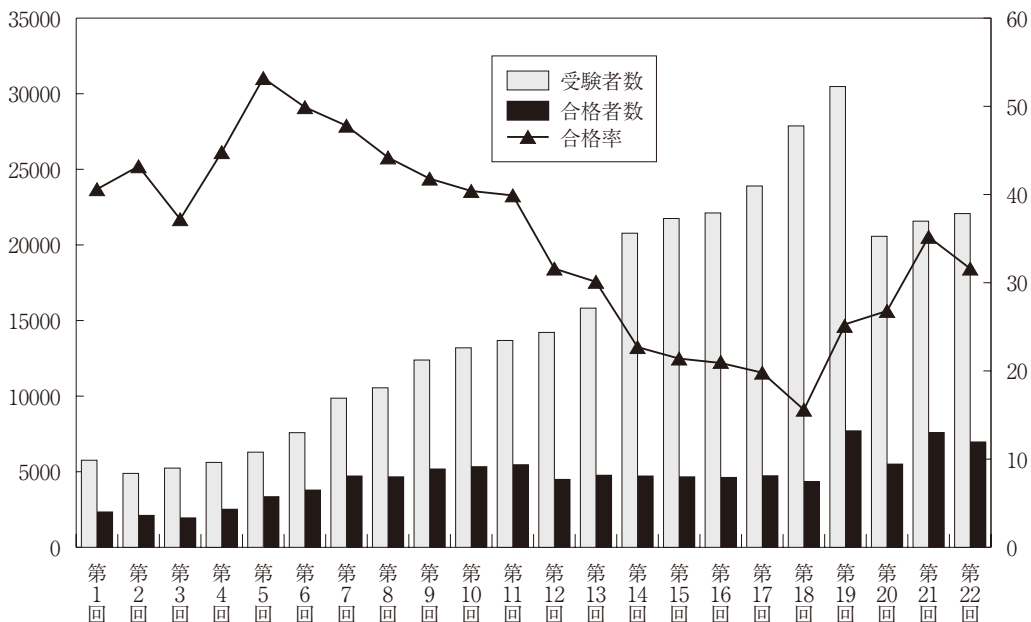


図3 管理栄養士国家試験受験者数・合格者数及び合格率の推移

表3 学校区分別管理栄養士国家試験合格率

	学校区分	受験者	合格者	合格率
第20回(2006年)	合計	20,570名	5,504名	26.8%
	管理栄養士養成課程(新卒)	5,933名	4,217名	72.3%
	管理栄養士養成課程(既卒)	513名	37名	7.2%
	栄養士養成課程(既卒)	14,224名	1,250名	8.8%
第21回(2007年)	合計	21,571名	7,592名	35.2%
	管理栄養士養成課程(新卒)	6,672名	5,461名	81.8%
	管理栄養士養成課程(既卒)	1,145名	212名	18.5%
	栄養士養成課程(既卒)	13,754名	1,919名	14.0%
第22回(2008年)	合計	22,073名	6,968名	31.6%
	管理栄養士養成課程(新卒)	6,955名	5,607名	80.6%
	管理栄養士養成課程(既卒)	1,362名	128名	9.4%
	栄養士養成課程(既卒)	13,756名	1,233名	9.0%

須となりつつあると考えることができる。

2) 資格要件・養成システムに関わる諸機関

資格要件・養成システムに関わる諸機関としては、政府、職能団体、養成施設があり、その具体的な成員を表4に挙げる。

表4 栄養士・管理栄養士関係機関の成員

政 府	厚生労働省・文部科学省
職 能 団 体	(社)日本栄養士会・日本病院栄養士会などの職域別栄養士会 など
養 成 機 関	国立・公立私立大学・短期大学・専門学校など指定養成施設 (社)全国栄養士養成施設協会 日本私立短期大学協会 など

2) —1 政府

栄養士・管理栄養士養成の所轄官庁は厚生労働省(厚生省)であり、養成施設のうち学校については文部科学省(文部省)の管轄下にある。栄養士養成施設の指定は厚生労働大臣(厚生大臣)、管理栄養士養成施設の指定は学校にあっては厚生労働大臣(厚生大臣)及び文部科学大臣(文部大臣)の、それ以外については厚生労働大臣(厚生大臣)が行う。

2) —2 職能団体

関連団体として、職能団体である(社)日本栄養士会および養成施設団体である(社)全国栄養士養成施設協会を中心にとりあげる。資料については、方法(および^(注))に記した。

現在の(社)日本栄養士会は、学術団体である(NPO 法人)日本栄養改善学会と密接な関わりを持つとともに、政治資金規正法の登録団体である日本栄養士連盟と表裏一体の関係を有している。(社)日

本栄養士の前身は、1945年に設立された大日本栄養士会であり、1959年年社団法人(厚生大臣認可)として認可された。その設立目的は「国民の栄養の確保改善に関し調査研究を行い、栄養に関する国の施策の遂行に協力するとともに栄養士の資質の向上を図り、もって国民の福祉の増進に寄与すること」とされ、事業としては1) 国民の栄養に関する調査研究及び集会 2) 国民の栄養に関する知識の普及 3) 栄養改善の振興に関する事項及び資料資材の斡旋等があげられている。日本栄養士連盟は、1975年に設立され、「(社)日本栄養士会の目的を達成するために必要な政治活動を行う」ことを目的とし、栄養士会の入会と併せて入会が要請されている。具体的な活動としては栄養士法改正に関わる国会議員への支援活動や栄養士関連業務の推進に関わる地方議員への支援活動が中心である。国会議員に関しては、栄養問題に理解のある議員の支援を行うこととし、現在自由民主党所属の国会議員により構成される「栄養士議員連盟」と連携を図っている。日本栄養士会の会員数の推移を管理栄養士数(累計)と対比させて図4に示す。

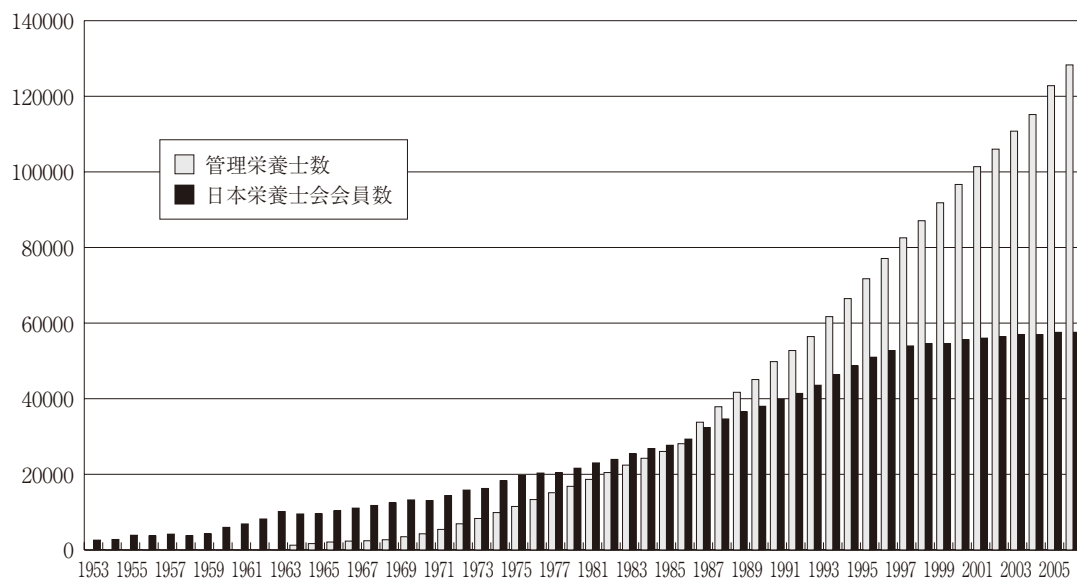


図4 日本栄養士会会員数(年毎)と管理栄養士数(累計)の推移

日本栄養士会の栄養士・管理栄養士資格要件および養成システムに対する基本的姿勢は、質の保証(専門職化)であり、養成システムについては、欧米諸国と肩を並べることが出来る修業年限等、より厳しい条件を求めてきた。

2) 一3 養成施設

栄養士・管理栄養士養成施設は、4年制大学、短期大学(専攻科を含む)、専門学校から構成され、そのほとんどが加入している団体として(社)全国栄養士養成施設協会がある。(社)全国栄養士養成施設協会は、1958年任意団体として設立され、1965年厚生大臣により社団法人として認可されている。

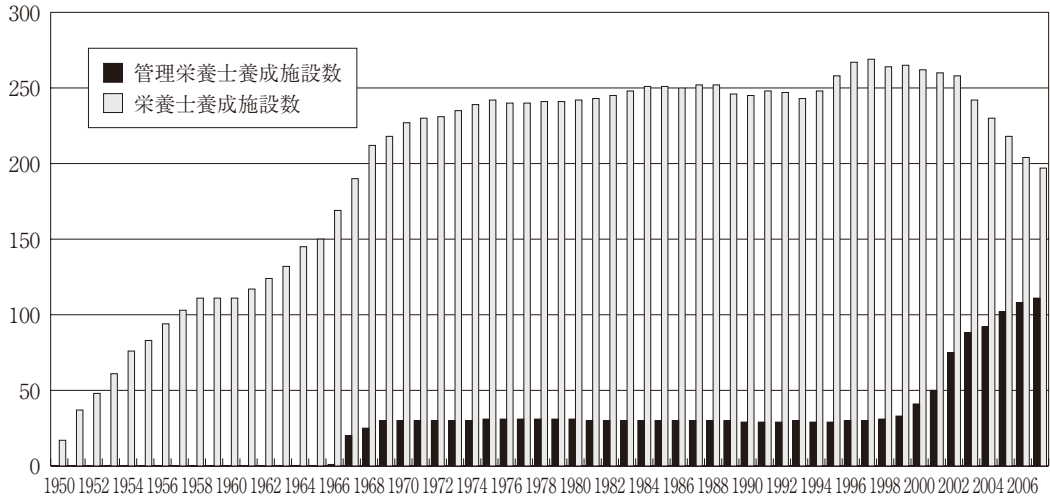


図5 栄養士・管理栄養士養成施設数の推移

事業としては1) 栄養士養成施設・管理栄養士養成施設の教育内容の充実及び振興 2) 栄養士養成施設・管理栄養士養成施設の運営に関する事項の検討 3) 栄養士・管理栄養士及び養成制度に関する事項の検討などを行うとされる。栄養士・管理栄養士養成施設数の推移を図5に示す。

なお、管理栄養士養成施設は同時に栄養士施設数であるが、図5に示した栄養士養成施設数は管理栄養士養成施設数を除いた数である。戦後の教育改革の中で認可された家政系女子大学及び女子短期大学の多くが栄養士養成施設の指定を受け、ゆえに、栄養士の量確保には大きく貢献したが、「花嫁栄養士」と揶揄されたように家庭人のなった女性が多く、家庭の中からの栄養改善には貢献したが、その専門性の発揮という面から課題を残し、より専門性を求めた日本栄養士会等の主張とのせめぎあいの後、妥協案として、管理栄養士制度が誕生した。なお、2000年の栄養士法改正以後、栄養士養成施設数は減少、管理栄養士養成施設数は増加の傾向にあり、その傾向は現在も続いている。

生活習慣病の増加、医療費高騰などを背景とした栄養専門職に対する社会的ニーズの増大、職能団体による専門職化志向、さらに、少子化・18歳人口減少による学生確保困難を抱えた高等教育機関のサバイバルがその背景として考えられる。

養成施設の栄養士・管理栄養士資格要件・養成システムに対する基本的姿勢は、専門職化を目指しつつも、一旦認可された養成施設の存続を前提としている。そのため、日本栄養士会が主張する条件に対して、より緩和された条件や移行措置を求めている。

上記団体の設立および栄養士法制定および改正との時間的關係を表5に示す。

表5 栄養士法改正と関連団体設立の時間的關係

栄養士法等	日本栄養士会	全国栄養士養成施設協会等
1945 栄養士規則	1945 大日本栄養士会 →日本栄養士会	
1947 栄養士法		
		1950 日本私立短期大学協会
		1958 全国栄養士養成施設協会 (任意団体)
	1959 社団法人(厚生大臣認可)	
1962 栄養士法改正(管理栄養士制度制定)		
		1965 全国栄養士養成施設協会社 団法人(厚生大臣認可)化
	1975 日本栄養士連盟分離	
1985 栄養士法改正(管理栄養士全面国家 試験化)		
2000 栄養士法改正(管理栄養士国家試験 一律化)		

表6 栄養士・管理栄養士養成施設指定基準(教員及び教育内容概要; 栄養士法施行規則による)

	栄養士養成施設			管理栄養士養成施設			
	単位数			単位数			
教員	講義又は演習			講義又は演習			
	実験又は実習			実験又は実習			
教育内容	1) 教育内容を担当するのに適当な数の教員(入学定員100人に対して専任教員数17人以上)のうち専門基礎分野及び専門分野担当専任教員10人以上 2) 人体の構造と機能及び疾病の成り立ちを担当する専任教員のうち1人以上は医師 3) 栄養の指導及び給食の運営を担当する専任教員のうちそれぞれ1人以上は管理栄養士又は管理栄養士と同等の知識及び経験を有する者 4) 専任の助手は3名以上そのうち2人以上は管理栄養士						
	1) 教育内容を担当するのに適当な数の教員(入学定員100人に対して専任教員数17人以上)のうち専門基礎分野及び専門分野担当専任教員10人以上 2) 人体の構造と機能及び疾病の成り立ちを担当する専任教員のうち1人以上は医師 3) 栄養教育論・臨床栄養学・公衆栄養学・給食経営管理論を担当する専任教員のうちそれぞれ1人以上は管理栄養士又は管理栄養士と同等の知識及び経験を有する者 4) 専任の助手は5人以上そのうち3人以上は管理栄養士						
教育内容	基礎分野	人文の分野	12	4	基礎分野	人文科学	42
		社会の分野				社会科学	
		自然の分野				自然科学	
		外国語				外国語	
		保健体育				保健体育	
	専門分野	社会生活と健康	4	10	専門基礎分野	社会・環境と健康	6
		人体の構造と機能	8			人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	14
		食品と衛生	6			食べ物と健康	8
		栄養と健康	8			基礎栄養学	2
		栄養の指導	6			応用栄養学	6
		給食の運営	4			栄養教育論	6
	専門分野				専門分野	臨床栄養学	8
			公衆栄養学	4			
			給食経営管理論	4			
			総合演習	2			
				臨地実習	4		

5. 養成施設指定基準

養成施設の指定基準は栄養士法施行規則に示され、施設設備等も細かい規定があるが、そのうち教員要件と教育内容にかかわる現在の基準を表6に示す。管理栄養士養成課程では、栄養士養成課程に比較し、専門性が高いのは当然であるが、中でも臨床栄養学分野の比重が高く、また臨地実習と呼ばれる現場での実習が重視されている。臨地実習については、実習先の受け入れ体制を含め、幾多の課題があり、そのプログラムの開発・改善についての取り組みが養成施設ごとに現在進行中である(大出京子ほか、2008年ほか)。

6. 最後に

以上より、日本の栄養士・管理栄養士制度及び養成システムに関しては、以下の特徴がある。

- 1) 栄養士・管理栄養士が2重の資格として存在しており、管理栄養士は栄養士資格を有することから、その職域・職務内容において現時点では判然としない部分が多い。
- 2) 資格取得のための要件が多様である。
- 3) 栄養士養成施設・管理栄養士養成施設ともに多く、結果として有資格者数も多い。
- 4) 戦後の教育改革の中で急速に増大した家政系女子大学・女子短期大学が栄養士・管理栄養士養成の量確保及び日本の栄養改善については一定程度の役割を果たしたが、専門性の確立という質の面では課題を残した。
- 5) 教育カリキュラムと国家試験が連動して、専門職化の方向に動いているが、その背景には疾病構造の変化や医療費高騰などの社会的背景と職能団体の発言力の増大がある。
- 6) 18歳人口の減少により、養成施設(高等教育機関)がそのサバイバルをかけて、栄養士養成施設の維持、管理栄養士養成施設への参入がおこなわれている。

栄養士・管理栄養士制度、更なる上級資格及びそれらの養成システムについては、現在も関係諸機関で活発に議論されている最中であり、その経過に今後とも注目していきたい。

【注：用いた資料は以下の通りである。】

- 1) 栄養士関係法規：栄養士法、栄養士法施行令、栄養士法施行規則、その他健康増進法、食品衛生法、医療法、老人保健法、労働安全衛生法、学校給食法、学校保健法、食育基本法などがある。
- 2) (社)日本栄養士会関連：日本栄養士会機関誌「栄養日本」、日本栄養士会編集発行1980「栄養士会創立35周年記念誌『栄養士のあゆみ』」、1994「栄養士制度発展のあゆみ—栄養士会50年のあゆみ」、日本栄養士会編1980～2008「栄養士必携」第一出版、(元栄養士会会長)藤沢良知1999「日本栄養士教育・栄養改善活動—過去・現在、そして未来に向けて—」第一出版(株)、(社)日本栄養士会ホームページ <http://www.dietitian.or.jp/index.html>
- 3) (社)全国栄養士養成施設協会関連：月報、(社)全国栄養士養成施設協会ホームページ <http://www.eiyo.or.jp/index.htm>
- 4) 厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

【文献】

橋本鉦市 2008, 『専門職養成の政策過程—戦後日本の医師数をめぐって—』学術出版会, 27頁, 28頁

大出京子・佐藤玲子・佐々木南子ほか 2008, 「大学外諸機関との連携と学生の能動的学びを重視した授業プログラムの開発・改善に関する一考察—本学(尚絅学院大学)管理栄養士養成課程における臨地実習の取り組みを通して—」尚絅学院大学紀要, 55集, 1～15頁

History of systems for dietitians, registered dietitians, and their training in Japan

Michiko SUZUKI

The training of nutrition professionals in Japan dates back to 1925, but their social status was not defined in law until 1945 when the regulations regarding dietitians were enacted. At present, nutrition professionals are classified into dietitians and registered dietitians in Japan, the distinctions between their definitions and job contents are vague. Their training systems have changed in parallel with the amendment into the Law regarding Dietitians proclaimed in 1947. This paper studies the situations of the current systems for dietitians, registered dietitians, and their training, and discusses their history. In Japan, dietitians have been trained mostly by women's colleges and junior colleges of domestic economics, which were founded through the post-war educational reform. This contributed to the resolution of nutritional issues and the securing of a sufficient number of dietitians to some degree, but produced some problems from the viewpoint of professionalism development. This paper elucidates the characteristics of the training of dietitians and registered dietitians in Japan.

